令和6年度騒音・振動防止研修実施要綱

環境省環境調査研修所

1. 目的

我が国においては、高度経済成長期を通じて顕在化した騒音振動公害に対処するため、1968年に騒音規制法、1976年に振動規制法を制定して国及び地方公共団体等が連携してその対策にあたってきたところであるが、これらの問題は国民の日常の生活環境に密接な関わりを有するが故に社会的変化に応じて多様化しており、このような変化を的確に把握したうえで適切な施策を講じていくことが求められている。

このような背景を踏まえ、本研修では、国及び地方公共団体等において騒音・振動防止に関する業務を担当している職員を対象に、地域における騒音・振動防止業務の推進に必要となる基本的な考え方や専門的知識・技術を習得させるとともに、全員合宿による研修生間の交流を通じて相互の啓発及びネットワークの形成を図ることを目的とする。

2. 概要

本研修は、期間内に講義動画をすべて視聴し、指定された日時に環境調査研修所に集合し実施する。

また、カリキュラムの一部に含まれている講義動画については、環境調査研修所において開催する集合研修に参加できないことから動画配信を行う講義の視聴のみを希望する者(以下「動画視聴希望者」という。)に対しても公開する。詳細については「14. 動画視聴のみを希望する場合」を参照。

※以下「研修」「研修生」とは動画視聴及び集合研修両方に参加する者を前提とし、講義動画 視聴のみの場合は研修としては取り扱わない。

3. 期間及び会場

(1) 期間

会場に集合する期間:令和6年7月11日(木)~7月12日(金)

講義動画視聴期間:令和6年6月24日(月)~7月10日(水)

※講義動画は、YouTube環境調査研修所公式チャンネルにアクセスし視聴していただきます。 ※会場に集合する期間中は受講者全員合宿制となります。

(2)会場

環境調査研修所 〒359-0042 埼玉県所沢市並木3-3 TEL 04(2994)9766

4. 教科内容

4ページのとおりとする。

- 5. 研修予定人員 90名
- 6. 研修を受ける資格

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 国及び地方公共団体等において騒音・振動防止業務を担当している職員
- (2) 研修受講に支障のない健康状態にある者
- (3) 所属長の推薦を受けた者
- (4) YouTube環境調査研修所公式チャンネル(※)へのアクセスが可能な者 (※) https://www.youtube.com/channel/UC90NhGSbfgGJ9MS2nLCFg1Q

7. 研修生の推薦方法

研修生を推薦する場合は、別紙1「被推薦者名簿」を添えて、令和6年5月24日(金)までに必着するよう環境調査研修所所長あて文書により通知すること。

なお、2名以上推薦する場合、被推薦者名簿に推薦希望の順位を示すこと。

【提出先】教務課: KYOMU KA@env.go.jp

8. 被推薦者が定員を超えた際の調整方法

- ・同じ推薦機関で2名以上の希望があった場合、推薦希望順位を留意し、調整する場合がある。
- ・定員を超えた場合、地方公共団体を優先する場合がある。
- ・調整に当たっては、過去の受講実績などを考慮する。

9. 行政事例の作成

研修生が日々抱えている問題事例を共有し、事例と問題の理解を深め、情報を交換し、問題解決の糸口を探る等により、今後の業務遂行に資するとともに、研修生相互の啓発、交流を図ることを目的として、行政事例研究を実施する予定である。研修生決定後に、研修生に様式を送付するため、指示に基づき作成した行政事例を期日までに環境調査研修所宛て提出させること。なお、詳細や〆切等については別途連絡する。

10. 研修生の決定

環境調査研修所所長は、7の推薦に基づいて研修生を決定のうえ、推薦者にその旨を通知する。 なお、定員超過等により研修生として決定されなかった被推薦者に対しても、14.動画視聴の み希望する場合と同様に、講義動画視聴のURLを送付する。

11. 修了証書の交付

- ・受講の状態(修了または未修了)については、研修終了後所属長に通知する。なお、所定の課程(原則として1割以上欠課した者を除く。)を受講した場合に修了とする。
 - ※講義動画の視聴確認はアンケートへの回答により行う。アンケートは令和6年7月10日(水)までに教務課: KYOMU_KA@env.go.jpへ電子メールにて送付すること。
- ・修了した場合、希望者に対して修了証書(電子データ)を交付する。

12. 経費

次の経費は所属長の負担とする。

- (1) 往復に必要な旅費:ただし、環境省の職員については、環境調査研修所から支給する。
- (2) 滞在費:ただし、国家公務員(独立行政法人職員を除く。)については日額旅費を環境調査研修所から支給する。

13. 日程について

別添2「令和6年度騒音・振動防止研修日程表」のとおり。

14. 動画配信を行う講義のみ視聴を希望する場合

6. 研修を受ける資格 (1)、(2)、(4) を満たす者であって被推薦者でない者のうち、都合により集合研修に参加できないが、本研修で動画配信を行う講義(対象講義は4ページに記載)の視聴を希望する者がいる場合は、別紙2「動画視聴希望者登録表」を令和6年5月24日(金)までに必着するよう提出すること。その際、環境調査研修所所長あて文書は要さない。

【提出先】教務課: KYOMU_KA@env.go.jp

動画視聴期間は、3(1)に記載の講義動画視聴期間と同様とし、動画視聴希望者の定員は設けない。講義動画のURLは、別紙2で登録のあった動画視聴希望者宛に後日連絡する。なお、講義動画視聴のみの場合は研修としては取り扱わないため、11.に記載の修了の状態の通知は行わ

ないが、動画視聴者は後日送付するアンケートに回答し、指定する期日までに教務課 (KYOMU_KA@env.go.jp) に提出すること。

なお、同じ講義動画の動画配信を、令和6年度後期にも実施する予定。

15. その他

「研修受講ガイドブック」(研修受講に当たっての留意事項に関する情報)を環境調査研修所ホームページ(https://neti.env.go.jp/train/guidebook.html)に掲載しておりますので、ご参照ください。

<騒音・振動防止研修教科内容>(都合により変更する可能性があります)

*②③④⑦⑧⑨⑩の講義は動画配信により実施します。指定の期間内に、講義動画を各自で視聴し受講してください。

実施要綱14.により登録いただく動画視聴希望者は、②③④⑦⑧⑨⑩のみ動画にて受講可能です。

1. 騒音・振動防止行政の基礎的事項を学ぶ。

- ①【講義】環境省における騒音・振動対策の取組・・・・・・1.0時間環境省の騒音・振動対策に係る政策について学ぶ。
- *②【講義】騒音 一性質と測定・防止対策 ・・・・・・・・・・・・1.5 時間 騒音の性質と防止対策の基礎知識を習得し、騒音問題への理解を深める。
- *③【講義】振動 一性質と測定・防止対策 —・・・・・・・・・・・・・1.5時間振動の性質と防止対策の基礎知識を習得し、振動問題への理解を深める。
- ⑤ 【講義】 測定器の使い方・・・・・・・・・・・・・・・・・1.5 時間 騒音・振動の測定器の使用方法について学ぶ。
- ⑥【実習】騒音・振動測定実習 ・・・・・・・・・・・・・・・・1.5時間 騒音・振動の測定機器を用いた測定実習(研修生による実習は騒音を想定) を通じて、測定結果を見る際に注意すべき点などについて学ぶ。

2. 騒音・振動防止行政の個別論点を学ぶ。

- *⑩【講義】低周波音 一性質と測定・防止対策 —・・・・・・・1 . 5 時間 低周波音の性質と防止対策の基礎知識を習得し、振動問題への理解を深め る。

3. 騒音・振動防止行政の実務について検討する。

- ①【講義】騒音・振動苦情に係る測定と対策事例・・・・・・1.0時間 騒音・振動行政に関する苦情について、具体的な対策事例を学ぶ。
- ②【講義】騒音・振動に係る相談行政・・・・・・・・・2.0時間 騒音・振動行政に関する苦情処理について学ぶ。
- (3) 【演習】騒音・振動規制行政の実務について(事例研究)・・3.0時間 行政事例を通じて、適正な処理手法について検討する。

4. その他 (開・閉講式、オリエンテーション)

1. 0時間

合計 20.0時間

- ※1. 開講式は10時から行います。9時30分までに入所して下さい。
- ※2. 閉講式は15時45分終了予定ですが、講義時間の延長等により遅れる場合があります。帰りの交通機関の利用等による閉講式の欠席は認めません。